

令和5・6年度 入札参加資格審査申請についてのQ&A

松前町出納局会計課契約係

松前町入札参加資格審査申請についての注意点、よくある質疑を掲載します。ご確認の上、申請していただきますようお願いいたします。

◎申請書について

質問内容	回答
申請に係る書類に押す印鑑は実印か。	全て実印を押印してください。
委任状の委任期間はいつまでか。	令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

◎添付書類について

質問内容	回答
納税証明の法人税と消費税及び地方消費税分は、「納税証明書その3の3」の未納税額のない証明用でよいか。	そのとおり
松前町で特別徴収をしていますが、松前町税完納証明書の添付も必要か。	そのとおり
建設工事申請書添付資料として「建設業許可証明書の写し」とあるが、これは許可通知書の写しでもよいか。	許可通知書の写しでも構いません。
業務委託や物品の登録で、希望区分が「その他」や「その他上記以外のもの」などになるがよいか。	具体的な内容(業務内容・品名等)を記載したものを参考資料として提出してください。(A4サイズで様式自由)
官公需適格組合証明書は、どのような場合に提出が必要か。	官公需適格組合又は官公需適格組合員として、入札参加資格申請をする場合のみ提出してください。
貸借対照表は何年分必要か。	直前の1年分で結構です。建設工事での申請には不要です。

◎登録票について

質問内容	回答
登録票の「委任を行っている場合は、委任先営業所の許可業種の範囲で選択」の部分は何の欄まで指すのか。	建設工事の場合「希望順位」と「許可区分」を指します。「コンサルタント等」では「参加希望業種」と「登録状況」を指し、「業務委託」では、「希望順位」を指します。
登録票の「官公庁実績」の部分は、委任先の実績か、会社全体の実績か。	会社全体としてアピールしたい実績を記載してください。
実績の請負額は税込みか。	そのとおり
官公庁実績は、下請け実績を含むのか。	下請け実績は、含みません。官公庁との元請契約のみ記載してください。
登録票の官公庁実績の記入件数は。	希望する区分ごとに、建設工事・測量建設コンサルタント等・業務委託は5件まで、物品等は3件まで入力することができます。
建設工事の「技術職員数」欄は会社全体の人数を記載すればよいか。	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書に記載されている「元請完成工事高及び技術職員数」の欄を転記してください。
有資格業者名簿登載以後、業種の希望順位を変更することはできるか。	登録業種削除による順位の変更はできません。

◎町内及び準町内業者認定について

質問内容	回答
松前町町内及び準町内業者認定申請書は、全ての業者が提出する必要があるか。	松前町内に本社や営業所などを有する場合で、認定を希望する方が提出対象となります。松前町内に本社や営業所がない場合は提出不要です。